城西大学父母後援会規則

城西大学父母後援会

城西大学父母後援会規則

（名称及び所在地）
第１条　この会は、城西大学父母後援会（以下「本会」という。）と称し、事務所を城西大学坂戸キャンパス内に置く。

（組織）
第２条　本会は、城西大学、城西大学大学院及び城西大学別科（以下「大学」という。）の学生（以下「学生」という。）の父母及び父母以外で学生の学費等を負担する者（以下「父母等」という。）をもって組織する。

（目的）
第３条　本会は、父母等の相互扶助の精神に則り、学生の人格形成に資すること、課外活動に援助すること及び大学の発展に寄与することを目的とする。

（事業）
第４条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1) 課外活動の助成　(2) 地区懇談会の開催　(3) 国際交流活動の助成
(4) 共済事業の推進　(5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

（役員）
第５条　本会に次の役員を置く。
(1) 会長　１名　(2) 副会長　若干名　(3) 監事　若干名　(4) 会計　２名
(5) 委員　若干名
２　会長、副会長、監事及び会計は、総会において選出する。
３　委員は、会長が選任する。

（役員の委嘱）
第６条　役員は、大学の理事長が委嘱する。

（役員の職務）
第７条　役員の職務は、次のとおりとする。
(1)会長は、本会を代表し、会務を総理する。
(2)副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
(3)監事は、本会の事業に参画するとともに、事業及び会計を監査する。
(4)会計は、本会の事業に参画するとともに、会計に関する業務を行う。
(5)委員は、本会の事業に参画する。

（役員の任期）
第８条　役員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　役員は、任期が満了しても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行うものとする。

（顧問及び相談役）
第９条　本会に顧問及び相談役を置く。
２　顧問は、大学の学長、副学長、各学部長及び事務局長とする。
３　顧問は、会長が必要と認める場合は役員会及び幹部会に出席し、意見を述べることができる。
４　相談役は、本会の役員を退任した者の中から、役員会が推挙した者とし、任期は１年とする。

（支部）
第１０条　本会は、学生の出身地の分布等を勘案し、必要に応じて全国に支部を置くことができる。
２　支部の運営に関する事項は、別に定める。

（会議）
第１１条　本会の会議は、総会、役員会及び幹部会とする。
２　会議の議事は、出席者の過半数により決するものとし、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

（総会）
第１２条　総会は、年１回会長が招集する。ただし、会長が必要と認める場合は、臨時に招集することができる。
２　総会の議長は、会長が行う。

（総会の付議事項）
第１３条　次に掲げる事項は、総会の議を経なければならない。
(1)規則の制定又は改廃　(2)会長、副会長、監事及び会計の選任又は解任
(3)事業報告及び決算　(4)事業計画及び予算　(5)その他重要な事項

（専決処分）
第１４条　会長は、不測の事態により総会を招集できないと認められる場合には、前条各号に掲げる事項について、役員の３分の２以上の同意を得た上で専決処分することができる。
２　会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、当該専決処分後最初に招集した総会にこれを報告しなければならない。

（役員会及び幹部会）
第１５条　役員会は、役員をもって構成し、会長が必要と認める場合に随時開催する。
２　幹部会は、会長、副会長、監事及び会計をもって構成し、会長が必要と認める場合に随時開催する。
３　役員会及び幹部会の具体的な運営は、別に定める。

（入会金及び年会費）
第１６条　本会の入会金は、次のとおりとし、入会時に徴収する。
(1)城西大学の学生の父母等 30,000 円
(2)城西大学に編入学する学生の父母等については、次のとおりとする。
①２年次に編入学する学生が他大学出身の場合 30,000 円
②３年次に編入学する学生が他大学出身の場合 20,000 円
③学生が城西短期大学出身の場合 10,000 円
２　本会の年会費は、大学院生、別科学生、外国人留学生及び社会人入試で入学した学生の父母等を除き 12,000 円とし、毎年度当初に徴収する。
３　大学院生の父母等の入会金及び年会費は、次のとおりとする。
(1)大学院生が城西大学学部出身の場合は、入会金及び年会費は免除する。
(2)大学院生が他の大学出身の場合は、入会金として 15,000 円を徴収し、年会費は免除する。
４　別科学生、外国人留学生及び社会人入試で入学した学生の父母等については、入会金及び年会費は免除する。
５　休学を許可された者の休学期間中の年会費は、役員会の議を経て減額又は免除することができる。
６　入会金及び年会費の額は、諸物価の変動や社会情勢の変化等を勘案し、総会の議を経て変更することができる。

（事業経費）
第１７条 本会の事業に要する経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

（会計年度）
第１８条　本会の会計年度は、４月１日から翌年３月３１日までとする。

（委任）
第１９条　この規則に定めるもののほか、本会の目的達成のために必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

１．本規則は昭和 42 年 8 月 30 日から施行する。
１．本会役員会の運営は別途役員会細則により運営する。

改　正

１．昭和 49 年 4 月 8 日　　第 8 条改正
１．昭和 51 年 4 月 8 日　　第 3 条第 6 項追加
１．昭和 52 年 4 月 8 日　　第 4 条、第 7 条、第 8 条改正
１．昭和 54 年 4 月 9 日　　一部追加
１．昭和 56 年 4 月 8 日　　一部改正
１．昭和 58 年 4 月 8 日　　一部改正
１．昭和 59 年 4 月 7 日　　第 4 条、第 9 条、付則改正
１．昭和 60 年 4 月 8 日　　一部改正
１．昭和 61 年 4 月 8 日　　第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 7 条改正
　　第 11 条、第 12 条挿入
１．昭和 62 年 4 月 8 日　　第 7 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 16 条改正
　　第 17 条挿入
　　第 9 条第 4 項は昭和 63 年より実施
１．平成 元年 4 月 8 日　　第 4 条第 1 項一部改正
１．平成 3 年 4 月 8 日　　第 9 条第 4 項一部改正
１．平成 4 年 4 月 8 日　　第 2 条、第 9 条改正
１．平成 15 年 4 月 5 日　　第 2 条、第 9 条一部改正
１．平成 17 年 4 月 4 日　　第 2 条、第 7 条、第 9 条一部改正
１．平成 18 年 4 月 4 日　　第 2 条、第 9 条一部改正
１．平成 24 年 4 月 5 日　　改正
１．令和 3 年 4 月 4 日　　改正
１．令和 7 年 4 月 4 日　　第 2 条、第 16 条改正
　　令和 8 年 4 月入学の学生から適用